



平成24年5月14日

各 位

会 社 名 日新製糖ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 樋口 洋一
(コード番号 2117 東証第二部)
問 合 せ 先 総務担当取締役 青 砥 由 直
(TEL. 03-3668-1246)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、「定款一部変更の件」を平成24年6月27日開催予定の第1回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、その内容につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、平成24年3月26日付「当社と連結子会社2社の合併（簡易合併・略式合併）および当社商号変更に関するお知らせ」にて発表いたしましたとおり、平成25年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社、日新製糖株式会社（以下「日新製糖」といいます。）および新光製糖株式会社（以下「新光製糖」といいます。）を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施することと併せて、同日付で当社商号を「日新製糖株式会社」（英文名「Nissin Sugar Co., Ltd.」）に変更することに伴い、現行定款第1条（商号）について変更を行います。

また、本合併後は、当社が日新製糖および新光製糖の事業を継承して直接事業を行うため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行います。

上記第1条および第2条の変更は、本合併の効力発生を条件として、平成25年4月1日にその効力が生じることといたしますが、その旨を明確にするため、新たに附則を設けることといたします。なお、当該附則は本合併の効力発生と同時に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更承認定時株主総会	平成24年6月27日（水）（予定）
定款変更の効力発生日	平成25年4月1日（月）（予定）

以 上

(別 紙)

(下線部は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商 号) 第1条 当社は、日新製糖ホールディングス株式会社と称し、英文ではNissin Sugar Holdings Co., Ltd. と表示する。 (目 的) 第2条 当社は、次の<u>業務</u>を営むことを目的とする。 <u>1. 次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配、管理</u> (1) (条文記載省略) (15) <u>2. 前項各号に関連する事業</u> 第3条 (条文記載省略) 第36条 附 則 <u>(設立の方法)</u> 第1条 当社の設立は、会社法第 772 条の株式移転による。 <u>(最初の事業年度)</u> 第2条 当社の最初の事業年度は、第 33 条の規定にかかわらず、<u>当社の成立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。</u> <u>(役員報酬等)</u> 第3条 第22条および第30条の規定にかかわらず、<u>当社の成立の日後当社の最初の定時株主総会終結の時までの当社の取締役および監査役の報酬等は、それぞれ次のとおりとする。</u> (1) 取締役 <u>取締役の報酬等の額は、月額金 25,000,000 円以内とする。</u> (2) 監査役 <u>監査役の報酬等の額は、月額金 4,000,000 円以内とする。</u>	(商 号) 第1条 当社は、日新製糖株式会社と称し、英文ではNissin Sugar Co., Ltd. と表示する。 (目 的) 第2条 当社は、次の<u>事業</u>を営むことを目的とする。 <削 除> (1) (現行どおり) (15) <削 除> 第3条 (現行どおり) 第36条 附 則 <削 除> <削 除> <削 除>

(附則の削除) <u>第4条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。</u>	＜削 除＞
＜新 設＞	(変更の効力発生) <u>第1条 第1条(商 号)および第2条(目 的)の変更は、平成25年4月1日を効力発生日として日新製糖株式会社および新光製糖株式会社と行う吸収合併の効力発生を条件として、当該合併の効力発生日にその効力が生じるものとする。</u>
＜新 設＞	(附則の削除) <u>第2条 本附則は、前条記載の吸収合併の効力発生日である平成25年4月1日をもって、削除する。</u>